相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央二丁目五一八番地、最後の住所静岡県沼津市大岡三三一九番地の一

被相続人　亡　跡部惠一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル南館一二階一二五五区渡部喬一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　仲村　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区森五丁目一〇一四番地、最後の住所神奈川県平塚市土屋二九六七番地進和職業センター

被相続人　亡　伊藤　一江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

神奈川県平塚市見附町三二番八号　三河屋ビル二階　相模合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡村　三穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市大神一八八七番地、最後の住所神奈川県平塚市御殿三丁目七番五―三〇一号ネオステージ平塚御殿

被相続人　亡　石橋　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

神奈川県伊勢原市伊勢原一丁目一四番一八号岩崎ビル　相続財産管理人　鈴木　英彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市正院町字川尻一三番地二六番乙地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　矢鋪　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

石川県金沢市新神田二丁目一二番一四号

相続財産管理人　司法書士　村本　和紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県石川郡野々市町本町三丁目一一二番地、最後の住所石川県金沢市三口新町一丁目八番一号　被相続人　亡　藤井　外江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

石川県金沢市若松町京中一二三番地一

相続財産管理人　松井　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区岩塚町字城前二二番地、最後の住所愛知県海部郡大治町大字砂子字中割一二番地　被相続人　亡　谷口　安正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

名古屋市中区丸の内三―五―三五弁護士ビル八〇一号

相続財産管理人　弁護士　竹之内智哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市扶桑町二丁目一八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市槇島町大幡七番地、最後の住所京都府八幡市西山和気六番地五

被相続人　亡　木村　次大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

京都市中京区三条通新町西入ル釜座町二七

南部孝男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　孝男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県香芝市良福寺七七六番地四、最後の住所奈良県桜井市大字谷一五三番地の一二

被相続人　亡　上島　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載日の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

奈良県奈良市中筋町五番一号扶桑ビル二階

相続財産管理人　弁護士　栗須　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市土堂一丁目一四番、最後の住所広島県尾道市長江三丁目二五番一一―七号　被相続人　亡　五島　利康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

広島県尾道市美ノ郷町三成二八二八番地、事務所広島県尾道市古浜町一九番一五号

相続財産管理人　崎谷　亙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市浦崎町三五九二番地、最後の住所広島県尾道市高須町五六九四番地

被相続人　亡　田頭　哲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

広島県尾道市美ノ郷町三成二八二八番地、事務所広島県尾道市古浜町一九番一五号

相続財産管理人　崎谷　亙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字津口七〇六番地、最後の住所広島市安佐北区安佐町大字飯室九二一番地四四〇

被相続人　亡　中川　廣忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月十六日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号

相続財産管理人　田川　昭夫

無縁墳墓等改葬公告

深田墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十月十六日

一、墳墓等所在地　岡山県浅口市鴨方町深田字上迫一八一九番

一、墳墓等の名称　深田墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　岡山県浅口市鴨方町深田字上迫一八一九番　深田墓地管理会　会長　渡辺　昭